



平成 29 年 12 月 4 日

各 位

会社名 株式会社あかつき本社
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明
(コード 8737 東証第2部)
問合せ先 取締役グループ財務部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付で会社法第 370 条及び当社定款第 24 条第 2 項に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 12 月 20 日(水)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 650,000 株
(3) 処分 価 額	1 株につき金 455 円
(4) 処分 価 額 の 総 額	295,750,000 円
(5) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日付にて、株式給付信託 (BBT) (以下「BBT」といいます。) 及び株式給付信託 (J-ESOP) (以下「J-ESOP」といい、BBT と併せて「本制度」といいます。) への追加拠出について公表し、それぞれの信託に追加拠出する金額について決定いたしました。

なお、当社は、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 64 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認 (以下「当初決議」といいます。) をいただき、BBT を導入しておりますが、導入当初の BBT の概要につきましては、平成 26 年 6 月 3 日付の「株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ」をご参照ください。また、当社は、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 67 回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役 (以下「取締役等」といいます。) について、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるために、業績連動報酬の割合を拡大することを可能にするべく、当社及び子会社が取締役に付与する上限ポイントの増枠を行うことをご承認いただいております。

また、J-ESOP の概要につきましては、平成 25 年 5 月 14 日付「株式給付信託 (J-ESOP) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、それぞれの信託の株式給付制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を

行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量 650,000 株は、本日時点で当社が保有している自己株式に相当する数であります。当社は、本自己株式を処分する日から平成 30 年 9 月 30 日の期間に BBT に関する役員株式給付規程及び J-ESOP に関する株式給付規程に従った当社の取締役等及び従業員への当該数量に相当するポイントの付与を見込んでおります。具体的には、BBT に関しては 598,000 株、J-ESOP に関して 52,000 株であります。なお、当該処分数量は、平成 29 年 12 月 4 日現在の発行済株式総数 20,706,660 株（平成 29 年 11 月 1 日から平成 29 年 12 月 4 日までの間に生じた新株予約権による変動は正確な数値が確認できないことから含まれておりません。）に対し BBT は 2.89%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 198,090 個に対する割合 3.02%）、J-ESOP に関しては 0.25%（同割合 0.26%）となります。

本自己株式処分後も、当社において必要かつ適切と判断する場合、平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの期間につき、本信託に金銭を追加信託し、本信託が当社株式を取得する可能性があります。かかる追加信託等について、現時点で具体的に決定している事実はありませんが、詳細は本日付「株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ」及び「株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

【信託契約の概要】

	BBT	J-ESOP
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)	
信託の目的	役員株式給付規程に基づく受益者への給付	株式給付規程に基づく受益者への給付
委託者	当社	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。	
受益者	当社及び当社子会社の取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者	当社の従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者	従業員
信託契約日	平成 26 年 8 月 20 日	平成 25 年 5 月 30 日
信託設定日	平成 26 年 8 月 20 日	平成 25 年 5 月 30 日
信託の期間	平成 26 年 8 月 20 日から信託が終了するまで	平成 25 年 5 月 30 日から信託が終了するまで
議決権行使の方針	信託管理人の指図に基づき一律不行使	信託管理人の指図に基づき行使

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（平成 29 年 11 月 2 日から平成 29 年 12 月 1 日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である 455 円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基

準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額455円については、取締役会決議日の直前営業日の終値470円に対して96.81%（ディスカウント率3.19%）を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均452円（円未満切捨）に対して100.66%（プレミアム率0.66%）を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均449円（円未満切捨）に対して101.34%（プレミアム率1.34%）を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、会社法第370条及び当社定款第24条第2項に基づく取締役会決議に代わる書面決議に参加した全監査役（うち2名は社外監査役）からも、別段の異議はなされておられません。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上